

## 内閣府からのお知らせ



内閣府では、昭和 54 年以来毎年 7 月を青少年の非行・被害防止に関する月間として定め、関係機関・団体等の協力を得て、国民意識の高揚、青少年の非行・被害防止への対応の強化を図っており、本年度は特にインターネット利用に係る犯罪被害等の防止に重点を置きつつ、各種取組を集中的に実施することとしています。

次代を担う青少年の育成は国民全体に課せられた責務であり、国、地方公共団体、関係団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の非行・被害の防止のための取組を進めることが必要です。本取組の推進にご協力ください。

※同啓蒙活動には、日本アミューズメント産業協会も協賛団体として名を連ねています。

## 7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です

「青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム」のご案内

日時／平成 30 年 7 月 20 日(金)14 時～17 時

場所／都市センターホテル3階「コスモスホール I」

東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 1 号

主催／内閣府

プログラム／①基調講演 竹内和雄氏(兵庫県立大学環境人間学部准教授)②パネルディスカッション パネリスト:滝澤依子氏(警察庁生活安全局少年課長)、大久保貴世氏(インターネット協会主幹研究員)、山下優子氏(セーフティーインターネット協会違法有害情報対策部長)、高橋誠氏(LINE(株)公共政策室公共政策担当)

参加費／無料

申込方法／インターネットもしくは FAX にて(7/18 正午締切)

### 【お問い合わせ先】

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)青少年環境整備担当 TEL03-5253-2111(代表)FAX03-3581-1609

[http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/hikouhigai/sympo/s\\_2/gaiyou.html](http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/hikouhigai/sympo/s_2/gaiyou.html)

# 青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム



平成30年  
7月20日(金)  
14:00～17:00  
(受付13:00～)

インターネットの危険から  
青少年を守るために



シンポジウム  
基調講演  
竹内和雄氏(兵庫県立大学環境人間学部准教授)  
パネリスト  
滝澤依子氏(警察庁生活安全局少年課長)  
大久保貴世氏(インターネット協会主幹研究員)  
山下優子氏(セーフティーインターネット協会違法有害情報対策部長)  
高橋誠氏(LINE(株)公共政策室公共政策担当)



都市センターホテル  
3階「コスモスホール I」



〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1  
TEL: 03-5253-2111 FAX: 03-3581-1609

主催：内閣府

## 定時総会親睦ゴルフコンペ

「平成 30 年度 JAIA 定時総会」の翌日、6 月 7 日、茨城ゴルフ倶楽部西コースにおいて、里見会長、石井副会長をはじめ 32 名が参加して親睦ゴルフコンペが開催された。

同コースは毎年女子プロの公式競技「サロンパスレディース」が開催されることで知られる。当日は雨予報だったが、ほとんど降られることなく、快適にラウンドしながら参加者は親睦を深めた。



里見治会長(右から2番目)を囲み、優勝の川井一功氏(紺ジー・ピー・エコーポレーション執行役員 AM 事業部長、右から3番目)、準優勝の松嶋義則氏(紺コミュニケーションワークス代表取締役社長、右端)、3 位の川村康則氏(紺アムジー代表取締役会長、左端)



平成 30 年 5 月 28 日に開催された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、下記の通り「夏季の省エネルギーの取組について」が決定されました(概略)。国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進が求められていることを踏まえ、夏季の省エネルギーの取組推進に一層ご努力下さい。

## 夏季の省エネルギーの取組について

——警察庁生活安全局保安課より——

我が国では平成 27 年 7 月に総合資源エネルギー調査会において「長期エネルギー需給見通し」を決定し、徹底した省エネルギーの推進により、2030 年度に原油換算で「最終エネルギー消費で 5,030 万 kl 程度の省エネルギーを実施する」ことが示された。また、同 7 月、地球温暖化対策推進本部にて、温室効果ガスを 2030 年度に 2013 年度比 26% 減少させるという削減目標を含む、我が国の約束草案を決定した。この「日本の約束草案」や平成 27 年 12 月に合意されたパリ協定を踏まえ、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」が閣議決定され、地球温暖化対策の中でも徹底した省エネルギーの取組を進めていくこととなっている。

これらを実現・達成するためには、行動喚起型の国民運動を実施するとともに、産業界や政府、国民が一丸となって徹底した省エネルギーの取組を実施する必要がある。

本会議では従来から、エネルギーの需要が増大する夏季(6 月～9 月)及び冬季(11 月～3 月)に、省エネルギーの重要性を踏まえ、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けてきた。2018 年度夏季においても、省エネルギーの取組を決定し、政府自らが率先して取り組むとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組をより一層推進することとする。